

弥兵衛兩人相頼候處彼等も至極同意ニ而日間を費執成吳候得とも第一祖母なる者士族より之相談真平御免と云ふ故如何共勸方無之由ニ而是も整兼甚殘念也如斯なれハ所詮此元ニ而ハ縁付之程無覚束去りとて僥倖を待て計も居られず故東京へも穿鑿方申入置候處貴様々も暗ニ符合之見込申来内悦なり抑世話をするの成るのとハ必竟米之事ニ無之家業ハ此節他を当ニ成らぬ故夫を云ふニあらず子供等ハ家ニ在るへからざる順に生れたれハ嫁ゞる已上ハ何之遠国へ行とも無拠ハ時勢のする處おくのハ不幸の中ニ幸未だ嫁さる故願ハ同し片付るとも手遠に成らぬ様致度心願也其故如何といふニ御先代は四十五にて隠れさせ給ふ其子ノ我也四十五を最期と内心極たるに仕合にて七ヶ年目の年の端に入たり存知之通微弱之生れなれハ此上長生するも三年ハ極意なりへく其三ヶ年ハ貴様留学年数中なれハ明日ニも我等不幸すたらん節貴様帰朝まで之間お多代に力を添此家を守らせんにハおの外ニなし親類あれども用ニ立者ハ是ハ専ら苦心ニ思ふ処也此故に可相成聲を取配偶して一家を為立我家之別家とし此家も世話を致たらハ貴様も心易く東京住居もなるへくに其力なけれハ乍残念他エ片付るより外なし他へ遣る共同しくハ此県下に住む様なれハ今日死ぬ共遺念なし此遠慮より出来たるにて只離を惜ニあらず然共斯申さハ我勝手計を測まで人の為を不計に似たり且又父子同處に居住を欲するも兄弟一纏ニ近辺ニ差置度も於情異ならず前にも申通長生てたか三ヶ年と極居れハ其後ハ貴様之世話頼より他事なけれハ何も兄弟共之都合を計るハ急務と存東京ニニ幸あらハ手離し遣るへし當夏迄ニハ本宿家族も引越可申

さすれハ東京へ縁付とも親類あれハ行者も大ニ力ニ成遣る者も
安心なり右之通之存意ニ候間安心可致唯我ハ人並ニ長生する者
と油断してハ大事欠事必あるへし本宿へ能々頼置へし

本年第一号新年之祝書本月五日達せりワシントン府之議院見物
する由取調之概略ヲ以考ふるニ西洋事情ニ書記と違混雜なるも

のなり喰格別之大事件無之故なるへし当県にても序之東北隅ニ
五間ニ十二間とか之會議所新立今日開業式ある由見物誘引者あ
れとも元來嶋といふ奴嫌故彼之する事なら見る氣なき故断たり
歴々なる事あらハ後々報知すへし又当五月一日勧業博覧会を
始るといふ事なり

於当県区費半減之不足を課賦せんか為メ戸産と号するを書上さ
する也是ハ去年減租被仰出隨而区費半減するに其減たる分補ふ
ニ地価ニ課する不能朝旨なりとて各自之収利五拾円ヲ一戸産と
し管内幾万戸産へ課賦する之見込年々五月十一月書上ニ基其都
度々々課賦するといふ我ハ左之通

一畠武丁 是ハ別紙ニ記故略し

右皆不服之由故永く行はれんものや難計

此許昨冬至而薄雪にて東京之如く路次ニ雪無之一月中旬頃ハ筈
を立つる程なるか二月二十八日雪風にて終日大荒其後折々雪景
色殆冬之節如し余寒も准して折々さえ返り候庭中之茶ノ木ハ多
分黄葉と成大ニ損候得は当年ハ大方樂ニハ成間敷と力を落し居
候」藤田も姉様御病氣之為二月初ニ福山より帰り既に御全快
ニハ候得共兔角遠方へ離居かたきニ付取片付辞職旁ニ本月五日
福山出立候来月初迄ニハ帰県候積ニ候本宿ハ旧猶る鹿児嶋へ居

是も来月は横須賀ニ帰るよし昨年戰爭之為賞百五十円拝賜之由
ニ候以上

武夫殿

長閑

戸産書上左之通

一畠武丁武反八畝廿二分

志家村加々の村浅岸村白中野飯
岡村相場村赤林村永井村沢田村
家村新庄村

此収利金拾九円八拾錢

一山八百六拾武丁四反九畝拾四分

新庄村

此代価四百廿四円三拾壹錢

但米壹石ニ付
金武円八十五錢五厘

一金五拾武円貳拾八錢

貸家賃

一同六円

右肥代

一六拾円

預ヶ金利子

此元金六百円

一五拾六円三拾五錢

金禄公債証書利子

(注記) 憨計六百武拾四円七拾四錢

内一武百五拾四錢壹厘

地租并区入費

一五円八拾武錢八厘

貸家營繕費

一三拾円

戸別除棄

小以金武百三拾六円三拾六錢九厘引

残収利金三百八拾八円三拾七錢壹厘
即七戸產七分也

右之通書上候正味右之程残金無之筈なれ共例之通手前勝手

三月十一日

長閑

武夫様

ニ引金ニ成ヲ少く残金多く成る様法を設たる故也然処書上
之外各自之資力ヲ以戸産を増加するを義務と号県令も六十
幾戸産なるを百戸産ニ加算し右ニ准資力ある者義務を尽様
扱はれ心付ニ付断ハ夫ても済なれとも夫ニ而ハ余り木之鼻
ニ付惣而九戸産といたしたり

(注記)

「十年ハ地租区費地価百分ノ三分五厘ヨリ余計ニ課出ナレ共書上ハ三
分ニ限ル
當繕ハ家賃ノ十分一トスル是も中々左様ナ少費ニテハ不成
三十円除乗ハ一家ノ相続料なるよし尤家内多少ニ不拘是ハ尤人之
不服ノ第一也」

(封筒表)

「亞米利加國ホストン府

ホーテウイン。ストリート

二十二番 (武夫注記)

菊池武夫殿

繁用報平安

(封筒裏)

「大日本岩手県陸中國盛岡

第 外加賀埜八十六番

二 菊池長閑

号 三月十一日発

(武夫注記)
〔答済〕

於儀事先使申入候上は返事達次第取計可申答なれとも先達之云
々ハ實際取調候得共貴様心にもあらぬ處へ云々申越候ハゝ或ハ
疑惑致間敷にも無之と苦心懸念罷在候處宅命薄々心得居候哉ニ
不図伝承早速申聞問合候處お儀義ニ付貴様々云々申越候趣有之
全心ニ不応ハ保証いたしとまで申来是にて昨日まで之懸念殆打
散疑惑致事無之と安心いたし然る上ハ返書を彼ニ不及速ニ所置
候は是迄之申訳之廉聊も相立可申存右之事も本宿へ再応相談候
處同意ニ付今日離縁取計申右は全押付ニあらず専ら是迄之申訳
相立んか為メ取計候間不悪内察承諾有之様頼入候隨而後妻ハ先
達申入候通自撰するか又我等ニ為任候哉兩様早く返事承申度是
又頼入度候以上